

令和元年度10月盛岡市議会定例会議案正誤表

区 分	正	誤
議案第99号 11ページ 9行目	地方自治法（昭和22年法律 第67号）	地方自治法（昭和22年法律 __67号）
議案第99号 14ページ 12行目	当該職員の休日に代わる代 休日。第15条及び第18条に おいて「職員の休日等」と いう。）において、	当該職員の休日に代わる代 休日。第15条_____に おいて「職員の休日等」と いう。）において、

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 97 号	令和元年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）……………	1
議案第 98 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例について……………	6
議案第 99 号	盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例について……………	11
議案第 100 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について……………	19
議案第 101 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第 102 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	23
議案第 103 号	盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正す る条例について……………	24
議案第 104 号	盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第 105 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連 携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条 例について……………	27
議案第 106 号	盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第 107 号	友好都市の提携について……………	30
議案第 108 号	サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定について……………	31
議案第 109 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	32
議案第 110 号	議決の変更について……………	33
議案第 111 号	市道の路線の認定について……………	34
議案第 112 号	平成30年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	35
議案第 113 号	平成30年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	36
議案第 114 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	平成30年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	37
認定第 2 号	平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	38
認定第 3 号	平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	39
認定第 4 号	平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算 について……………	40
認定第 5 号	平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	41
認定第 6 号	平成30年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	42
認定第 7 号	平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	43
認定第 8 号	平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	44

認定第 9 号	平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について.....	45
認定第 10 号	平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について.....	46
認定第 11 号	平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算につい て.....	47
認定第 12 号	平成30年度盛岡市水道事業会計決算について.....	48
認定第 13 号	平成30年度盛岡市下水道事業会計決算について.....	49
認定第 14 号	平成30年度盛岡市病院事業会計決算について.....	50

議案第 97 号

令和元年度盛岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度盛岡市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 966,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,838,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	使用料及び手数料	1,855,092	△1,789	1,853,303
	1 使用料	1,334,192	△1,789	1,332,403
15	国庫支出金	20,989,717	△447,761	20,541,956
	2 国庫補助金	5,018,711	△447,761	4,570,950
17	財産収入	313,719	539,289	853,008
	2 財産売却収入	157,495	539,289	696,784
19	繰入金	2,139,113	△8,557	2,130,556
	2 基金繰入金	2,084,041	△8,557	2,075,484
20	繰越金	1	956,962	956,963
	1 繰越金	1	956,962	956,963
21	諸収入	1,613,161	164,693	1,777,854
	5 雑入	1,106,855	164,693	1,271,548
22	市債	10,845,281	△236,000	10,609,281
	1 市債	10,845,281	△236,000	10,609,281
歳 入 合 計		111,871,554	966,837	112,838,391

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総務費	10,045,364	1,337,783	11,383,147
	1 総務管理費	7,779,871	1,337,783	9,117,654
3	民生費	46,980,722	30,072	47,010,794
	1 社会福祉費	18,447,806	22,580	18,470,386
	2 児童福祉費	20,747,331	7,492	20,754,823
6	農林費	2,577,391	2,049	2,579,440
	1 農業費	2,213,857	2,049	2,215,906
7	商工費	1,202,560	6,595	1,209,155
	1 商工費	1,202,560	6,595	1,209,155
8	土木費	15,826,270	△409,662	15,416,608
	2 道路橋りよう費	4,866,868	△219,423	4,647,445
	4 都市計画費	8,364,484	△149,061	8,215,423
	5 住宅費	1,545,840	△41,178	1,504,662
歳 出 合 計		111,871,554	966,837	112,838,391

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
クリーンセンターごみ焼却運転管理業務 に必要とする経費についての債務負担 (令和元年度分)	自 令和元年度 至 令和4年度	5億 5,996万円に物価変動等による増減額を 加算した額

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
地方道路等整備事業債	2,192,300	2,085,400	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和元 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし、財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し、又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
道 路 整 備 事 業 債	235,300	163,700			
公 園 整 備 事 業 債	161,500	155,400			
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	487,600	436,800			
公 営 住 宅 解 体 事 業 債	96,700	96,100			
計	10,845,281	10,609,281			

議案第 98 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。

第7条第2項中「及び第33条の9」を削る。

第27条第3項及び第29条の2第2項中「(第33条の9の規定の適用を受ける職員を除く。)」を削る。

第33条の8第1項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。)」を加える。

第33条の9を削る。

(盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「こえない」を「超えない」に、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期」とする。

(盛岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬(盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 号)第4条の規定による報酬に限る。))」を加える。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第20条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 盛岡市職員の退職手当に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員、」を「職員及び」に改め、「及び臨時的に任用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。))に限る。)で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気をいう。以下同じ。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

第4条第2項中「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気(以下「傷病」という。))」を「傷病」に改める。

第5条第2項中「(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))」を削る。

第8条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外のフルタイム会計年度任用職員のうち、同項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者（同項に規定する者に相当する市以外の地方公共団体のフルタイム会計年度任用職員及び国家公務員退職手当法第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。次項において同じ。）としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、第2条第2項に規定する者であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第9条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「第8条」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

（盛岡市職員定数条例の一部改正）

第6条 盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6月以内の期間を定めて雇用される者」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者」に改める。

（盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第7条 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の職員」の次に「（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条第1項に規定する職員を除く。）」を加える。

（盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 盛岡市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 盛岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 盛岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める」の次に「職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を加える。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。

(盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第12条 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（昭和28年岩手県条例第49号）」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である教員にあっては、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号））」を加える。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 第5条の規定による改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）

第2条第2項の規定により職員とみなされる者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）の新条例第2条第2項に規定する勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第4条から第6条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条中「12

月」とあるのは、「6月」とする。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係する条例の規定の整備をしようとするものである。

議案第 99 号

盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技労職員等」という。）である者を除く。第3条及び第19条から第23条までにおいて同じ。）の給料その他の給与及び費用弁償に関する事項並びに会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類及び基準並びに費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であつて、盛岡市給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2条各号に掲げる者であるものをいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）（技労職員等である者を除く。次条から第25条までにおいて同じ。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（技労職員等である者を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額（1時間当たりの額をいう。）によるものとし、給料は月額又は日額によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第4条 パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）との権衡、パートタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める額の給料に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第5条 医師、歯科医師又は獣医師に任用されたパートタイム会計年度任用職員のうち規則で定める者には、前条の規定による報酬のほか、医師又は歯科医師にあつては給与条例第17条の2第1項第1号に定める額、獣医師にあつては同項第2号に定める額を超えない範囲内で規則で定める額の初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第6条 東京都に所在する勤務所に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、第4条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額に100分の20を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

2 医師又は歯科医師であるパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定により地域手当に相当する報酬を支給される場合を除き、当分の間、第4条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額に100分の16を乗じて得た額の地域手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第7条 給与条例第28条第1項に規定する勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員には、第4条の規定による報酬のほか、盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和36年条例第8号)の規定の例により算定して得た額の特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬)

第8条 給与条例第29条第1項に規定する勤務所(次条において「特地勤務所」という。)に勤務するパートタイム会計年度任用職員には、第4条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の12を超えない範囲内で規則で定めるところにより算定して得た額の特地勤務手当に相当する報酬を支給する。

第9条 パートタイム会計年度任用職員の勤務する勤務所が移転し、当該移転に伴ってパートタイム会計年度任用職員が住居を移転した場合において、その移転した勤務所が特地勤務所又は給与条例第29条の2第1項に規定する準特地勤務所に該当するときは、当該パートタイム会計年度任用職員には、第4条の規定による報酬のほか、同条の規定による報酬の額の100分の6を超えない範囲内で規則で定めるところにより算定して得た額の特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタ

イム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に 100分の 150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の 175)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。
- 4 前項の規定により時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきパートタイム会計年度任用職員が当該時間外勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に当該パートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に 100分の 150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の 175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に 100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、週休日の振替等(正規の勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)を週休日(正規の勤務時間を割り振らない日をいう。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。以下この項において同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて半日勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。)によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」

という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- 7 パートタイム会計年度任用職員が、週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間(規則で定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

第11条 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和34年条例第34号)第9条第1項に規定する職員の休日(同条例第9条の2第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日。第15条において「職員の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第12条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出)

第13条 月額又は日額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に係る前3条の勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第14条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき5,800円を超えない範囲内で規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。

- 2 前項の勤務は、第10条から第12条までの勤務には含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第15条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間又は職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

- 2 月額又は日額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に係る前項の勤務1時間当た

りの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第16条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の額は、給与条例適用職員との権衡、フルタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)

第17条 フルタイム会計年度任用職員に対する第3条第1項に規定する手当(期末手当を除く。)の支給額については、給与条例適用職員の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間又は職員の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(会計年度任用職員の期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職

した会計年度任用職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めたとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めたときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

9 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、市長に通知しなければならない。

10 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法等)

第22条 会計年度任用職員の月額給料及び月額報酬の支給方法並びに給与からの控除については、給与条例適用職員の例による。

2 会計年度任用職員の給料及び報酬（前項に規定するものを除く。）の支給方法については、規則で定める。

(休職者の給与)

第23条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第13条の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例適用職員であるとした場合において給与条例第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、その者に係る通勤の費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例によることとし、その支給方法については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。

(技労職員等の給与の種類及び基準)

第26条 会計年度任用職員のうち技労職員等である者の給与の種類は、給料、初任給調整手当、通

勤手当，特殊勤務手当，特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。），時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当とする。

- 2 前項の給与の基準は，職務の性質及び責任の度に基づき，かつ，他の会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。

（技労職員等である者が職務のため旅行した場合の費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員のうち技労職員等である者が職務のため旅行したときは，その費用を弁償する。

- 2 前項の規定による費用弁償の額及び支給方法については，給与条例適用職員に支給される旅費の例による。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い，会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 100 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第8項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第33条の4第1項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り, 同条第4項中「, 若しくは失職し」を削る。

第33条の4の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り, 同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第33条の5第1項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り, 同条第2項第1号中「, 若しくは失職し」を削る。

(盛岡市旅費条例の一部改正)

第2条 盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め, 同項第1号中「, 又は」を「又は」に改め, 同条第3項中「第16条第2号から第5号まで, 若しくは, 」を「第16条各号若しくは」に, 「, 又は」を「又は」に, 「場合には」を「ときは」に改め, 同条第4項中「又は, 」を「又は」に, 「, 又は」を「又は」に改め, 同条第5項中「, 及び」を「及び」に, 「外, 」を「ほか, 」に, 「定が」を「定めが」に, 「, 市費」を「市費」に改め, 同条第6項中「第4項, 並びに前項まで」を「前2項」に, 「第4条第3項」を「次条第3項」に, 「又は, 」を「又は」に改め, 同条第7項中「及び第4項並びに第5項まで」を「第4項及び第5項」に, 「, 又は」を「又は」に改める。

(盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する職員にあっては、奨励手当）の支給については、第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「新条例」という。）第13条第8項、第33条の4第1項及び第4項、第33条の4の2（新条例第33条の5第5項において準用する場合を含む。）並びに第33条の5第1項及び第2項、第4条の規定による改正後の盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条及び第13条並びに第6条の規定による改正後の盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、期末手当等を支給される者の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 101 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

盛岡市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第3号中「に該当しないことを証する」を「及びイに該当しないことを誓約する」に改める。

第7条の3第1項第4号中「第16条の2」を「第16条の2第1項」に改め、同項第5号中「エまで」を「オまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第7条の3第1項第5号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、同号イ中「第7条の12」を「第7条の12第1項」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条の5第1項中「及び標示板」を削り、同条第2項中「交付を受けた標示板を事業所内の見やすい所に掲げなければ」を「前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければ」に改める。

第7条の9の見出し中「標示板」を「書面」に改め、同条中「第7条の12」を「第7条の12第1項」に、「第7条の5」を「第7条の5第1項」に、「標示板」を「書面」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第25条 第7条に規定する指定1件につき11,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、第7条に規定する指定の際当該指定の申請をした者から徴収する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条を削り、第25条を第24条とし、同条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の盛岡市下水道条例第25条の規定は、令和2年4月1日以後に申請のあった同条例第7条に規定する指定について適用する。

提案理由

排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準及び手続を改め、当該指定を受けた者であるこ

とを証する標示板を廃止するとともに、当該指定を受けた者であることを証する書面に係る手続及び当該指定に係る手数料を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 102 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「記載されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている）」に改める。

第5条第2項第4号中「氏名（」の次に「住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている者にあつては当該旧氏，」を加え，「，住民票に記載されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「住民票に記載がされている通称（同令第30条の16第1項」に，「記載されている氏名」を「記載がされている氏名」に改め，同条第3項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を削る。

第6条第1項第1号中「記載されている」を「記載がされている」に，「外国人住民にあつては，」を「住民票に旧氏の記載がされている者にあつては旧氏及び名，旧氏又は旧氏及び名の一部を組み合わせたもので表されている印鑑，外国人住民にあつては」に改める。

第11条中「記載された」を「記載がされた」に改め，「氏名」の次に「，旧氏」を加える。

第19条に次の1項を加える。

4 市長は，特に必要があると認めたときは，第1項及び第2項の手数料を減免することができる。

附 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。ただし，第19条に1項を加える改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

旧氏で表した印鑑を登録することができることとするほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 103 号

盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市非常勤消防団員の定員，任用，服務等に関する条例（昭和42年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り，同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め，同号を同条第1号とし，同条中第3号を第2号とし，第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

非常勤の消防団員の欠格事由を改めようとするものである。

議案第 104 号

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第55号）の一部を次のように改正する。
第10条を第17条とし、第9条の次に次の7条を加える。

（審査会）

第10条 法第18条の規定に基づき、市長の附属機関として盛岡市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第11条 審査会は、委員5人以内をもつて組織し、委員は、知識経験を有する者及び医師等の医療に従事する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第12条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 審査会は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の徴取等）

第14条 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第15条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づき、盛岡市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものである。

議案第 105 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連携型認定こ

ども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市幼保連携型認定こ

ども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第33条第 7 号中「カの」を「カに掲げる」に、「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「又は」を「をいう。以下アにおいて同じ。）又は準耐火建築物（」に、「（同号ロ」を「をいい、同号ロ」に、「である」を「（保育室等を 3 階以上に設ける場合にあつては、耐火建築物）である」に改める。

(盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「準用する同条例第33条第 7 号イ」を「読み替えて準用する同条例第33条第 7 号ア」に改める。

第15条第 1 項の表中

耐火建築物又は同条第 9 号 の 3 に規定する準耐火建築物 （同号ロに該当するものを 除く。）	耐火建築物
---	-------

を

耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下アにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける場合にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
---	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い、児童福祉施設及び幼保連携型認定こども園の設備の基準を改めようとするものである。

議案第 106 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

盛岡市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項に次の1号を加える。

(7) 水道法第25条の3の2第1項の指定の更新 1件につき11,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めようとするものである。

議案第 107 号

友好都市の提携について

盛岡市は、台湾花蓮縣花蓮市と観光、産業、文化などの幅広い分野における交流が促進されることにより、住民相互の理解と友情が一層深められ、永続的な友好が図られることを確信して花蓮縣花蓮市と友好交流協定の締結を行うものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

盛岡市出身の新渡戸稲造博士ゆかりの台湾において、盛岡山車派遣、消防団などの民間交流を通じて継続した交流が深まっている花蓮縣花蓮市と友好交流協定の締結を行おうとするものである。

議案第 108 号

サンライフ盛岡の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 サンライフ盛岡
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市仙北三丁目21番6号
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人アイディング
- 3 指定期間 令和2年2月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 109 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) に対し、に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) に対し、に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 110 号

議決の変更について

令和元年6月28日議会の議決を得た議案第72号中央公民館複合化・大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「544,281,340円」を「555,645,440円」に改める。

提案理由

中央公民館複合化・大規模改修（機械設備）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 111 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定するものとする。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
都 4206	三本柳中通 7 号線	三本柳13地割67番 4 地先	三本柳13地割71番地先
都 4207	下永林14号線	津志田14地割 4 番 2 地先	津志田14地割 5 番 1 地先
都 4208	下永林15号線	津志田14地割 253番地先	津志田14地割 4 番 6 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 112 号

平成30年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成30年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 4,855,119,422円について、減債積立金に 1,414,066,383円を、建設改良積立金に 688,005,624円をそれぞれ積立て、資本金に 2,753,047,415円を組入れるものとする。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 113 号

平成30年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について

平成30年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金 578, 670, 599円を減債積立金に積立てるものとする。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

認定第 1 号

平成30年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

平成30年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算について

平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

平成30年度盛岡市水道事業会計決算について

平成30年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

平成30年度盛岡市下水道事業会計決算について

平成30年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

平成30年度盛岡市病院事業会計決算について

平成30年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年10月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 平成30年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 平成30年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）